

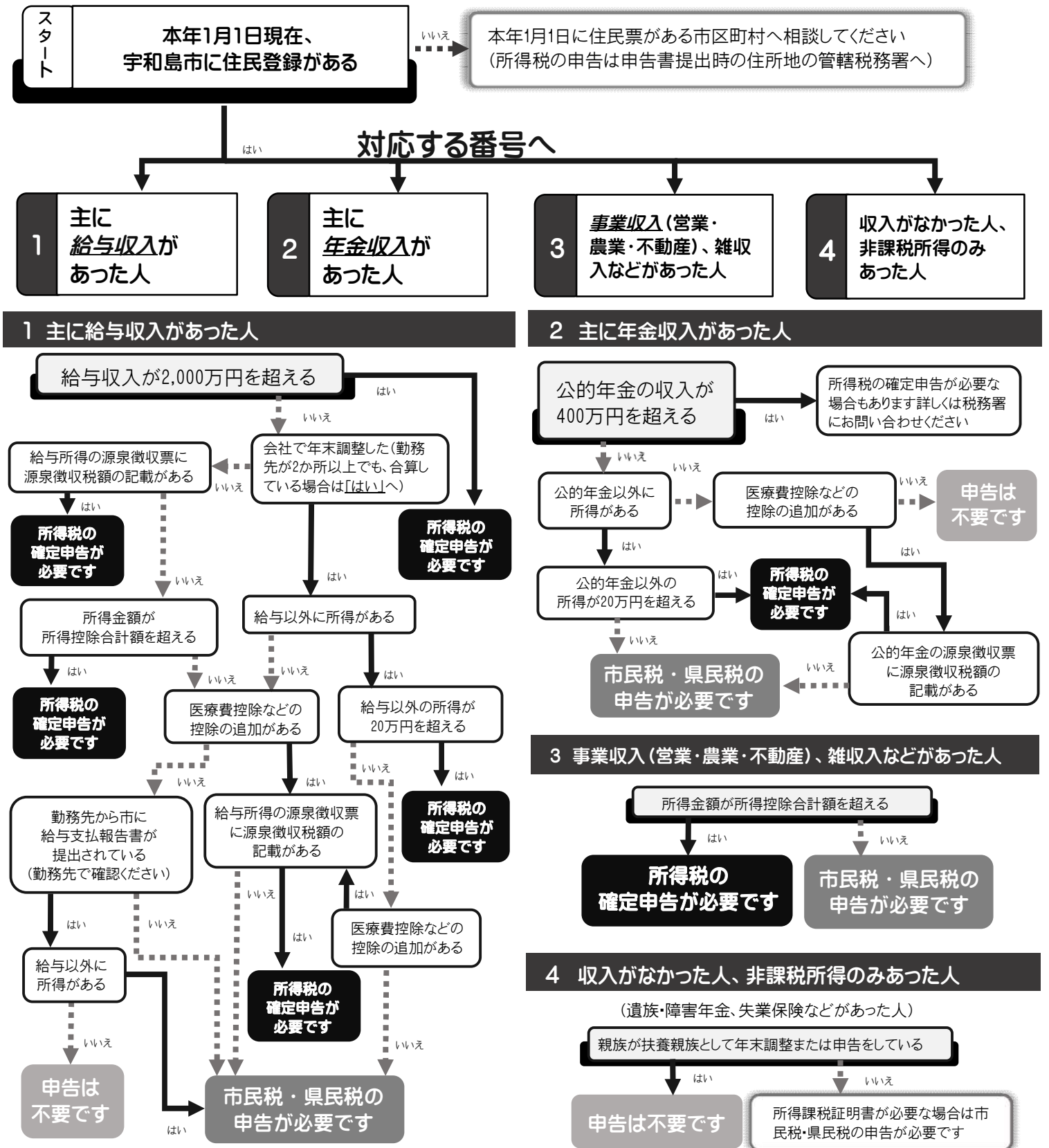


申告が必要か確認してみましょう

フローチャートは一般的な例ですの
で、詳細は税務課または各支所税務
係へお問い合わせください。



税務署に所得税の確定申告をすれば、市民税・県民税の申告は必要ありません。



※上記以外の所得があり、確定申告が必要と思われる人は、税務署にお問い合わせください。
 ※市民税・県民税の申告は、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料・児童手当・保育料の算定や国民年金保険料免除申請など、様々な行政サービスに利用されますので、収入が無くても申告が必要な場合があります。

給与所得の速算表

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)		給与所得の金額	
から	まで		
550,999円まで		0円	
551,000円	1,618,999円	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	
1,619,000	1,619,999	1,069,000円	
1,620,000	1,621,999	1,070,000円	
1,622,000	1,623,999	1,072,000円	
1,624,000	1,627,999	1,074,000円	
1,628,000	1,799,999	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨てます(算出金額A)	A×2.4+100,000円
1,800,000	3,599,999		A×2.8-80,000円
3,600,000	6,599,999		A×3.2-440,000円
6,600,000	8,499,999	収入金額×0.9-1,100,000円	
8,500,000円以上		収入金額-1,950,000円	

※同一年分の給与所得の源泉徴収票が2枚以上ある場合には、それらの支払金額の合計額により上記の表を適用してください。

公的年金等に係る雑所得の速算表

求める所得金額 = ① × ② - ③

年金を受取る人の年齢	①公的年金等の収入金額の合計	②割合	③控除額		
			※公的年金等所得以外の合計所得		
			1千万円以下	~2千万円以下	2千万円超
(前年12月31日時点) 65歳未満	(公的年金等の収入金額の合計額が40万円までの場合は、所得金額は0円となります。)				
	130万円以下	100%	60万円	50万円	40万円
	130万円超~410万円以下	75%	27.5万円	17.5万円	7.5万円
	410万円超~770万円以下	85%	68.5万円	58.5万円	48.5万円
	770万円超~1千万円以下	95%	145.5万円	135.5万円	125.5万円
	1千万円超	100%	195.5万円	185.5万円	175.5万円
(前年12月31日時点) 65歳以上	(公的年金等の収入金額の合計額が90万円までの場合は、所得金額は0円となります。)				
	330万円以下	100%	110万円	100万円	90万円
	330万円超~410万円以下	75%	27.5万円	17.5万円	7.5万円
	410万円超~770万円以下	85%	68.5万円	58.5万円	48.5万円
	770万円超~1千万円以下	95%	145.5万円	135.5万円	125.5万円
	1千万円超	100%	195.5万円	185.5万円	175.5万円

事業所得(営業・農業・不動産)、雑所得など

所得金額 = 収入金額 - 必要経費